



令和5年 9月6日(水)
(2023年)

No. 15974 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆成長戦略に必要な経営理論《知財版》⑪④ … (1)

☆国際知財司法シンポジウム2023 …………… (8)

成長戦略に必要な経営理論《知財版》⑪④

特許事務所の経営の要諦とスタートアップ 企業の経営に必要なこと (その6)

正林国際特許商標事務所
所長 弁理士 正林 真之

1. はじめに

一経営コンサルタントが会社を潰す?! 一
所長室に戻って机の上を見ると、何やら報告書みたいなの
が置かれている。差出人は不明。作成者の名前が書いてい
ないのだから分かりようもないが、その内容からして、誰
が置いていったのか大凡の見当はつく。こんなことをわ
ざわざ進言しに来るのは、おそらくコンサル出身の彼だろ
う。そんな感じで予

測がつくのである。

時はもう、15年以上も前になるだろうと思われるリー
マンショックの時代である。この時代、当事務所はまだ池
袋にあり、今とは全く異なる形態と完全に相違する事業
戦略で経営を行っていた。そのような感じで、それなりに
経営をしてはいたものの、当時のリーマンショックの激
震に抗う術を備えていなかったがために、相当に苦しい
経営を迫られた。創

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com